

科学研究費助成事業により配分される直接経費の取扱い

資料4-1

科研費の制度上のルール (統一的な取扱い)

科研費の制度上のルール以外の取扱い

国立大学法人等

私立大学

民間企業

○預り金処理とするか損益処理とするかに関して、統一的な取扱いは定められていない。
→研究機関が準拠する会計基準や会計慣行に従う。
○直接経費の管理は研究機関において、費目別に収支管理を行う。
○直接経費で購入した設備等については、研究機関に寄付しなければならない。
○不正使用又は不正受給があった場合には、研究機関は当該直接経費等を返還し、再発を防止するための措置を適切に講じる。

○直接経費は預り金で受け入れる。
○貸借対照表に、「預り科学研究費補助金等」の名称で純額表示される。別途、科研費の明細において、種目別に当期受入額及び受入件数が開示される。

○直接経費は預り金で受け入れる。
○科研費以外のその他預り金とともに、資金収支計算書上、「預り金受入収入」又は「預り金支払支出」の名称で、総額又は純額で表示される。

○機関収入として受け取り、損益処理として計上しているケースがある※
(例) 関連費用から補助金収入相当を控除する。

○科研費を使用して得た発明等の権利帰属に関して、統一的な取扱いは定められていない。
→各研究機関の規程、及び一般の知的財産法規に従う。

○科研費の応募資格として、正式な機関への所属が求められるため、科研費を使用して得た発明等の権利は、所属機関の職務発明規程等に従い、原則として機関に帰属している。

○原則として左記（国立大学法人）に同じ。

○特許等は企業帰属、論文等は研究者と機関の帰属としているケースがある※

○諸手続きはシステム化されており、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）と連携されている科研費電子申請システムにおいて、交付申請、成果報告等を行う。
○交付申請は科研費電子申請システム上で研究者が行うが、研究機関において申請状況の取り纏めを行い、機関の承認（確認）を経て、日本学術振興会に提出される。また、実績報告、成果報告等も研究機関の承認（確認）の手続きを経て提出される。
○交付申請は書面としての出力が可能であり、研究者氏名だけでなく研究機関の記載を含む。

※一つの機関に対するヒアリング結果

経理処理・
開示方法等

研究成果・
知的財産権
の帰属

交付申請等
の手続き